

2025 年度 NPO 関連予算の特徴												
連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	2025 年度予 算額	2024 年度予算 額 [うち 2025 年度 使用見込残額]	補助 率 上 限 額	実地主 体	公募スケジ ュー ル	申請方法	照会窓口 (含むメールアドレス)	2024 年度 NPO への実 績	備考
1	被災者支援 団体への交 通費補助事 業	新規	支援に駆けつける NPO・ボランティア 団体等の被災者支 援団体の活動経費 について一部補助 する。	83	275		内閣 府	R7.1.10～ R7.2.10	内閣府政策 統括官(防災 担当)付 参事官(普及 啓発・連携担 当)付におい て申請受付	内閣府政策統括官(防災担当) 付 参事官(普及啓発・連携担当) 付 TEL: 03-3502-6984 bousaihojo@cao.go.jp		資料①
2	災害対策へ の民間主体 の参画促進 に関する調 査(うち、 NPO 等の団 体情報登録 ・管理デー タベース 整備事業)	新規	活動団体登録制度 の円滑な運用に向 けた NPO 等の団体 情報の登録・管理 データベースを整 備する。	44	(155 の内 数)		内閣 府	-	-	内閣府政策統括官(防災担当) 付 参事官(普及啓発・連携担当) 付 TEL: 03-3502-6984 bousai18@cao.go.jp		資料②
3	災害ケース マネジメント の普及・ 定着	継	都道府県と連携し た関係者向けの説 明会や平時からの 体制構築を目的と したモデル事業、 全国協議会、被災 地の伴走支援を実 施	8	22		内閣 府	令和7年4 月以降に地 方公共団体 向けに募集 予定	内閣府政策 統括官(防災 担当)付参事 官(避難生活 担当)付にお いて申請受 付	内閣府政策統括官(防災担当) 付 参事官(避難生活担当) 付 TEL: 03- 3593-2849 suguru.shindo.b7w@cao.go.jp		資料③

予算額合計(内数事業除く)	—	—	135	297	—	—	—	—	—	—	—
2025 年度使用見込残額合計			—	[225]							
2025 年度実質予算額合計			—	—							

《記載要領》 [2025 年度 NPO 関連予算の特徴欄]には、2024 年度と比べた 2025 年度 NPO 関連予算全体の特徴等を記載して下さい。

[対象事案] NPO に資する事業(NPO が手挙げ(参入)出来る事業及び NPO のための研修等の事業)とします。これに該当する事業は全て記載し、該当しない事業は記載しないで下さい。なお、2024 年度で“終了”し 2025 年度は実施しない事業でも、前年度と対比するために、漏れなく記載して下さい。期の途中で新たに予算化された事業も記載して下さい。

[新・継区分欄] 当該事業の区分(“新規”、“継続”、“名称変更”、“統廃合”、“終了”のいずれか一つ)を必ず記載して下さい。なお、“名称変更”、“統廃合”の場合は、旧事業や廃止した事業も同じ行に記載し(予算額は合算)、2024 年度のどの事業(名称)であったか等を備考欄に付記して下さい。

[予算額欄] 2025 年度予算額欄には直近の政府案、2024 年度予算額欄には補正予算を含んだ額を記載して下さい。うち補正予算等で 2025 年度使用できる見込残額がある場合は、下段に[]括弧で囲みその予算額も表記して下さい。予算計上された年度をベースに記載して下さい。なお、NPO が手挙げ(参入)出来るのは、その予算額全額に対してではなく一部であり、額が事業毎にどうしても区分できない場合は、()括弧で囲み(〇〇の内数)と表記して下さい。

[最後の合計欄]2025 年度予算額欄と 2024 年度予算額欄の縦罫を合計した予算額合計を記載して下さい。ただし、内数事業(2025・2024 年度のいずれかが内数事業を含む)の場合は、合計するときのみ 2025・2024 年度ともその額を除いて下さい。なお、2025 年度実質予算額合計欄には、2025 年度予算額合計+うち 2025 年度使用見込残額合計の合計を記載して下さい。

被災者支援団体への交通費補助事業

連番 1



事業概要

- 近年、災害が激甚化・頻発化する中で、高齢化・過疎化が進む我が国においては、NPO・ボランティア団体等の被災者支援団体が被災地に駆けつけ、災害時にきめ細かい被災者支援を行っている。
- 被災者支援団体による活動の活性化を図るために、**支援に駆けつけるNPO・ボランティア団体等の被災者支援団体の交通費を補助する。**



補助内容

- 【 補助金額 】 **申請 1 件当たり上限50万円** ※複数回の申請を妨げない
- 【補助対象活動】 令和6年能登半島地震など、災害救助法が適用され、補助対象期間中にボランティアの受入れが行われている地域で被災者を支援する非営利活動を対象とする。※1
- 【補助対象期間】 令和7年1月10日（金）から令和7年3月31日（月）
- 【補助対象費用】 **対象活動へ参加するために発生する交通費**※2

※1 既に終了した活動であっても支給の対象とすることができる。

※2 対象区間は出発地から目的地（活動場所）までの往復の交通費とし、ボランティアバス等の運行にかかるバスチャーター代、車両レンタル費、ガソリン代、鉄道・航空機等による移動に係る経費を対象とする。

応募方法

- 【 応募方法 】 詳細は右の二次元バーコード「被災者支援団体への交通費補助事業について」を御覧ください。
- 【 応募期間 】 **令和7年1月10日（金）から令和7年1月31日（金）正午まで（必着）**

詳細はこちら



事業イメージ

補助対象団体

応募書類等の提出

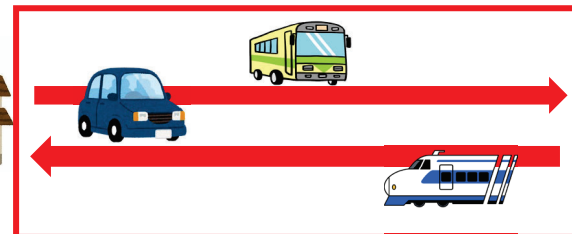
内閣府

審査委員会を経て交付決定通知



出発地

災害ボランティア活動へ参加するために発生する一連の交通費



ボランティア活動の実施



目的地

補助対象団体

活動報告書等の提出

内閣府

精算払いによる交通費の支給

災害NPO・ボランティア団体等の登録制度

連番2



- 令和6年能登半島地震では、発生直後から、豊富な支援経験を有するNPO・ボランティア団体等が被災地において様々な支援を実施し、被災者援護において重要な役割を果たしたところ。
- 官民連携体制の強化のために、**NPO、ボランティア団体等を国が事前に登録する制度を創設**。登録された団体情報（団体名、活動内容、活動エリア等）をデータベース化して自治体等と共有し、平時から「顔の見える」関係づくりを促進し、発災直後からきめ細かく、質の高い被災者支援を実施。



災害ケースマネジメントの普及・定着

連番3

政策統括官（防災担当）
（避難生活担当）

令和6年度当初予算額 7百万円

事業概要・目的

- 災害の激甚化・頻発化、高齢化の進行、在宅避難といった避難の多様化、被災者ニーズの多様化といった社会情勢等が変化中、被災者の支援を進めるためには、災害ケースマネジメントといった取組が重要である。
- 被災者の自立・生活再建を早期に実現するためには、災害ケースマネジメントを一層推進することが必要であり、これまで、事例集や手引書を作成してきたところである。災害ケースマネジメントの更なる普及・定着を図るため、自治体職員や福祉関係者、NPO関係者等に研修等を行う。
- これらの被災者等一人一人に寄り添った支援を進めるためには、行政のみならず、民間団体の協力や連携が重要となる。これまで地域レベルでの連携や顔の見える関係づくりへの支援を実施してきたところ、更なる充実を図るためには、官民での全国的な気運の醸成や地域を超えた連携網の構築が必要であることから、官民連携のためのプラットフォームを構築する。

事業イメージ・具体例

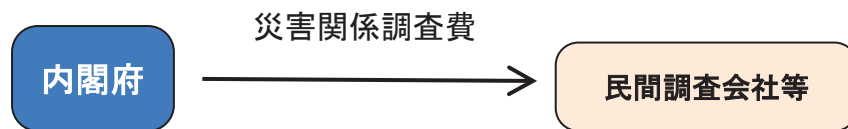
《災害ケースマネジメントの普及・定着》

- 災害ケースマネジメントについて、行政職員や福祉関係者、士業関係者、NPO等の民間の支援者等、幅広い関係者を対象とした研修会を開催する。
- 先進的に取り組む自治体間で意見交換等する場を設け、得られた知見を全国の自治体に共有する等により、一層の普及・定着を図る。

《一人一人に寄り添った支援を行うためのプラットフォームの構築等》

- 個別避難計画や災害ケースマネジメントに連携して取り組む民間団体同士の連携、関係省庁、都道府県、市町村との一元的な情報共有等を行うための官民連携のプラットフォームを構築するほか、災害ケースマネジメント等の一人一人に寄り添った支援を実施するための体制構築や訓練等に先進的に取り組む自治体を支援し横展開することで、全国での取組の促進を図る。

資金の流れ



期待される効果

- 災害ケースマネジメントの取組が全国の地方公共団体で実施されることで被災者一人ひとりにきめ細やかな支援ができるようになる
- 全国的な官民の連携体制を構築することで、より質の高い要配慮者・被災者支援につながる。

災害ケースマネジメントの普及・定着

連番3

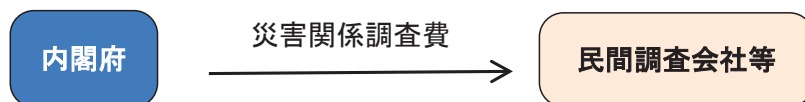
令和6年度補正予算額 15百万円

政策統括官（防災担当）
（避難生活担当）

事業概要・目的

- 自然災害が激甚化・頻発化し、被災者の早期の情報把握と生活再建の実現が喫緊の課題となっている中、被災者が抱える多様な課題が解消されるよう、一人ひとりの被災者の状況を丁寧に伺い、関係者が連携して必要な支援を行う取組である「災害ケースマネジメント」を一層推進する必要があるところ。
- 令和6年においても、能登半島地震や7月25日からの大雨、9月20日からの大雨などの大規模な災害が生じており、多様な課題を抱える被災者が生じているが、これまで大規模な災害を経験したことのない地域においては、災害ケースマネジメントの取組に着手できていない地域も存在するところ。
- そうした地域に対して、国が、災害ケースマネジメントに関する協議会の立ち上げやケース会議（被災者一人ひとりの自立・生活再建に必要な支援方策や支援の方向性について、行政と関係機関が連携して検討を行う会議）の開催などを伴走支援することで、災害ケースマネジメントの実装を図る。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

- 国による伴走支援
令和6年度に大規模な災害による被害を受けた地方公共団体に対し、国が、ケース会議の開催や仮設住宅や避難所における相談会等について伴走支援を行う
- 他の地方公共団体に対するノウハウ共有
災害ケースマネジメントを実施した地方公共団体について、どのような項目を調査しているか、どのような課題について、いつ、どのように、誰が、誰につなぎ支援を実施したのかについて調査し、その結果を他の地方公共団体に横展開する。

期待される効果

- ① 実際に被災をした地方公共団体に対して、災害ケースマネジメントの取組について、国が伴走支援を行うことで、被災者一人ひとりに迅速かつきめ細やかな支援ができるようになる。
- ② 実際の災害ケースマネジメントの取組を共有することにより、これまで災害ケースマネジメントを実施したことのない団体においても、平時より、関係者との関係性を構築し、発災時において、災害ケースマネジメントの取組の早期着手ができるようになり、災害関連死の防止に資する。

災害ケースマネジメントの普及・定着

連番3

令和7年度当初予算額 8百万円

政策統括官（防災担当）
（避難生活担当）

事業概要・目的

- 自然災害が激甚化・頻発化し、被災者の早期の情報把握と生活再建の実現が喫緊の課題となっている中、被災者が抱える多様な課題が解消されるよう、一人ひとりの被災者の状況を丁寧に向い、関係者が連携して必要な支援を行う取組である「災害ケースマネジメント」を一層推進する必要があるところ。
- 令和3年度は先進的な地方公共団体の取組を整理した取組事例集を作成・公表した。また、令和4年度は災害ケースマネジメントの標準的な取組方法や活用可能な制度等をまとめた手引書を作成・公表した。
- 令和5年度は、事例集、手引書を活用し、被災者の個々の被災状況や生活状況の把握、専門的な能力を持つ多様な関係者との連携等被災者支援の留意点等について、各地方公共団体の職員、福祉関係者、士業関係者、NPO関係者等を対象に研修等を実施することで、災害ケースマネジメントの取組を推進している。
- 令和6年度は、引き続き、手引書や事例集を作成し、これらを活用した説明会や講習会等により全国での普及に努めるとともに、災害ケースマネジメントの実施に向け、平時から準備を行う先進的な自治体に対しモデル事業を実施したところ。
- 令和7年度についても、引き続き、手引き等を活用した説明会や士業関係者・NPO等を含めた官民連携プラットフォームの開催を行う。

事業イメージ・具体例

- 災害ケースマネジメントの取組の普及・定着
 - ・ 地方公共団体職員等に対して、災害ケースマネジメントの具体的な実施方法の理解・定着を図るための説明会を実施する。
 - ・ 各士業の専門家、福祉関係者、地方公共団体職員等に対して、令和4年度にまとめた手引書や令和5年度に開催した説明会で得られたノウハウを用いて、基本的な考え方、取組実施の概要等を関係者間で共有し、災害ケースマネジメントの取組の普及・定着を図る。
- 自治体間によるノウハウ共有の場の提供
 - ・ 既に優良な取組を行っている地方公共団体の状況を共有する場や、お互いに相談できる意見交換の場を設け、この会議の場等で得られた知見を効果的に全国の自治体に共有できる機会を提供する。

期待される効果

- ① 災害ケースマネジメントの取組が全国の地方公共団体で実施されることで、被災者一人ひとりにきめ細やかな支援ができるようになる。
- ② 優良な取組事例の共有により、現時点で取組中の団体であっても、より優れた（被災者のニーズにあった）支援ができるようになり、未実施の団体においても、取組の早期着手ができるようになる。
- ③ 地方公共団体がそれぞれの地域の実情に応じた官民の連携体制を構築することで、それぞれの専門性を活かした支援を継続的に実施できるようになる。

資金の流れ

